

相続税の節税対策 実践編

1. 推定相続人の数え方

相続税の概算額を計算するにあたり、まずは推定相続人とその人数を正しく把握することが重要となります。

推定相続人とは、いま相続が発生(=ある人が亡くなる)した場合に、民法上の相続人になる人物のことを言います。

推定相続人を考える場合は、親族は次のように区分されており、順位の高い人が優先的に推定相続人となります。例えば、亡くなった人から見て子がいる場合は子が推定相続人となり、親や兄弟姉妹は推定相続人にはなりません。なお、配偶者については、下記の順位とは別で、常に推定相続人になります。

- 第1順位・・・子、養子
- 第2順位・・・親
- 第3順位・・・兄弟姉妹

上記の順位による推定相続人の判定を、次ページにフローチャート方式でまとめてありますので、フローチャートに従って人数を数えてみましょう。

推定相続人

(推定相続人の人数)

配偶者 人 + 相続人となる親族 人 = 推定相続人数 人

(相続人となる親族の数え方)

